

〒460-0008
名古屋市中区栄 2-1-10
伏見フジビル 8 F

一般社団法人
愛知ビルメンテナンス協会
代表者 殿

愛労雇均発 0712 第 5 号
愛労安発 0712 第 29 号
令和 6 年 7 月 12 日



愛知労働局雇用環境・均等部長
愛知労働局職業安定部長
(公 印 省 略)

キャリアアップ助成金活用のための周知の依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月より、労働者数51人以上100人未満の企業でも、パート・アルバイトの人が一定の要件を満たす場合には、社会保険の加入が必要となります。新たに社会保険加入することによるメリットはありますが、一方で新たに保険料負担が生じ、手取り賃金の減少となるため、労働者が社会保険加入要件を満たさないように就業調整を行うことが増加することが想定されます。

厚生労働省では、このような「年収の壁」対策として、昨年10月からキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を新設し、企業が同助成金を利用することで労働者が年収の壁を意識することなく働き続けることが出来、また企業にとっても人手不足対策につながるものとして継続して取組んでいるところです。

つきましては、本助成金制度の趣旨をご理解いただき、同封のリーフレットを広報誌へ掲載いただく等、傘下企業への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

また、制度の概要やリーフレット・パンフレット等については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、本助成金についてのお問い合わせにつきましては、下記、担当までご連絡をお願いいたします。

【キャリアアップ助成金紹介ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakai_hoken_tekiyou.html



(担当)

雇用環境・均等部 指導課

尾崎 TEL:052-857-0312

職業安定部 職業対策課 あいち雇用助成室

久保 TEL:052-219-5518